

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

- 介護保険施設に入所している者に係る食事の標準負担額及び特定標準負担額の改定について
- 平成12年11月24日付事務連絡（保険料の単独減免を行ったことにより生じた保険料の収納不足額に対する財政安定化基金の運営について）の考え方について
- 介護保険利用者アンケート等の提供依頼について

（合計 本紙含め8枚）

vol. 95

平成12年11月30日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。

事務連絡

平成12年11月30日

各都道府県介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省老人保健福祉局 企画課  
介護保険課介護保険施設に入所している者に係る食事の標準負担額  
及び特定標準負担額の改定について

介護保険施設に入所している者に係る食事の標準負担額及び旧措置入所者に係る特定標準負担額については、医療保険制度及び老人保健制度における標準負担額と同様に、「平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める」とこととされているところですが、今般、「健康保険法等の一部を改正する法律案」の成立とともに、平成13年1月1日より医療保険制度及び老人保健制度における標準負担額が改定されることとあわせて、同日より、介護保険制度における標準負担額及び特定標準負担額も改定することを予定しています。

当該改定は、「介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額（平成12年3月厚生省告示第62号）」及び「介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額（平成12年3月厚生省告示第64号）」の一部を改正することにより行うこととなりますが、下記のとおり予めその内容をお知らせいたしますので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、管内市町村、介護保険施設等への周知等、準備に万全を期していただきますよう、よろしく願いいたします。（改定の内容に関する照会先：介護保険課・山口、上田（ex.2260・2164））

なお、当方におきましても、当該改定の周知のためのポスターを別紙のとおり作成し、12月中旬に配布することとしておりますので、管内市町村及び介護保険施設等への配布方よろしく願いいたします。（ポスターの配布に関する照会先：企画課・寺門（ex.3917））

## 記

## 【介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額の一部改正】

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条の2各号に掲げる者以外の者に係る標準負担額

（現行）1日につき760円 → （改定後）1日につき780円

## 【介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額の一部改正】

介護保険法施行規則第171条の2第1項において準用する同令第79条の2各号に掲げる者以外の者に係る特定標準負担額

（現行）1日につき760円 → （改定後）1日につき780円

**平成13年1月から  
介護保険施設の食事の  
負担額が変わります**

**1日につき.....780円**

ただし、次の1及び2に該当する方の負担額は、従来と変更はなく、それぞれ以下の軽減された金額になります。

- 1. 市町村民税非課税の世帯に属する方等.....1日 500円
- 2. 市町村民税非課税世帯に属する方で、老齢福祉年金を受給している方等.....1日 300円

- 食事の負担額は、平均的な家計における食費の状況を勘案して改定されることとなっています。
- 今回の改定は、老人保健制度や医療保険制度における入院時の食事の負担額の改定に併せて行うものです。
- 詳しくは、お近くの市町村までお問い合わせ下さい。

(対象施設) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

**厚生省**

## 都道府県別ポスター配布枚数

	特養	老健	療養型	施設計	市町村・広域	市町村配布枚数	市町村計	県配布枚数	累計	配布枚数
全国合計	4,494	2,891	3,873	11,058	3,306		66,120	940	79,118	79,200
北海道	247	133	303	683	213	20	4,260	20	4,963	5,000
青森県	74	48	51	173	67	20	1,340	20	1,533	1,550
岩手県	80	51	51	182	62	20	1,240	20	1,442	1,460
宮城県	81	45	34	160	71	20	1,420	20	1,600	1,600
秋田県	80	43	17	140	71	20	1,420	20	1,580	1,600
山形県	69	30	19	118	44	20	880	20	1,018	1,050
福島県	73	46	38	157	90	20	1,800	20	1,977	2,000
茨城県	98	69	69	236	85	20	1,700	20	1,968	2,000
栃木県	74	47	21	142	49	20	980	20	1,142	1,150
群馬県	84	60	41	185	70	20	1,400	20	1,605	1,650
埼玉県	170	82	69	321	92	20	1,840	20	2,181	2,200
千葉県	144	100	98	332	80	20	1,600	20	1,952	2,000
東京都	302	95	86	483	83	20	1,260	20	1,763	1,800
神奈川県	176	79	75	330	37	20	740	20	1,090	1,100
新潟県	108	75	40	223	113	20	2,260	20	2,503	2,550
富山県	46	34	67	147	40	20	800	20	967	1,000
石川県	39	31	62	132	42	20	840	20	992	1,000
福井県	48	29	56	133	38	20	720	20	873	900
山梨県	32	22	18	72	64	20	1,280	20	1,372	1,400
長野県	101	57	62	220	122	20	2,440	20	2,680	2,700
岐阜県	48	53	42	143	107	20	2,140	20	2,303	2,350
静岡県	110	53	43	206	75	20	1,500	20	1,726	1,750
愛知県	123	104	120	347	89	20	1,780	20	2,147	2,150
三重県	72	47	46	165	75	20	1,500	20	1,685	1,700
滋賀県	40	23	17	80	51	20	1,020	20	1,120	1,150
京都府	93	36	68	197	44	20	880	20	1,097	1,100
大阪府	229	131	133	493	45	20	900	20	1,413	1,450
兵庫県	201	97	132	430	88	20	1,780	20	2,210	2,250
奈良県	49	24	9	82	47	20	940	20	1,042	1,050
和歌山県	57	32	41	130	51	20	1,020	20	1,170	1,200
鳥取県	29	26	26	80	40	20	800	20	900	900
島根県	66	27	43	136	65	20	1,300	20	1,456	1,500
岡山県	96	69	101	266	79	20	1,580	20	1,866	1,900
広島県	137	73	160	370	87	20	1,740	20	2,130	2,150
山口県	83	55	88	226	56	20	1,120	20	1,366	1,400
徳島県	48	48	108	204	50	20	1,000	20	1,224	1,250
香川県	53	37	107	197	43	20	860	20	1,077	1,100
愛媛県	69	51	117	237	70	20	1,400	20	1,657	1,700
高知県	48	30	86	164	53	20	1,060	20	1,244	1,250
福岡県	182	146	236	564	98	20	1,980	20	2,544	2,550
佐賀県	41	35	58	134	53	20	1,060	20	1,214	1,250
長崎県	91	47	149	287	84	20	1,680	20	1,987	2,000
熊本県	102	76	167	345	94	20	1,680	20	2,245	2,250
大分県	62	45	138	245	58	20	1,160	20	1,425	1,450
宮崎県	84	42	90	196	44	20	880	20	1,096	1,100
鹿児島県	122	67	213	402	96	20	1,920	20	2,342	2,350
沖縄県	54	41	68	163	53	20	1,060	20	1,243	1,250

平成 12 年 11 月 30 日

平成 12 年 11 月 24 日付事務連絡（保険料の単独減免を行ったことにより生じた保険料の収納不足額に対する財政安定化基金の運営について）の考え方について

今般、保険料の単独減免を行ったことにより生じた保険料の収納不足額に対する財政安定化基金の運営について、平成 12 年 11 月 24 日付事務連絡においてお示したところ、その趣旨に関して様々な報道がなされておりますが、厚生省としての考え方は以下のとおりですので、念のため御連絡いたします。

1. 保険料の単独減免に対する厚生省としての考え方について

保険料の単独減免に対する厚生省としての考え方は、これまで全国介護保険担当課長会議資料や最新情報においてお示ししているとおりの（別紙参照）であり、今回の財政安定化基金の運営に関しても、何らこれを変更するものではない。

2. 保険料の単独減免により生じた保険料の収納不足額を財政安定化基金による交付事業の対象としないことについて

財政安定化基金の原資は、国からの負担金、都道府県の繰入金のほか、都道府県内の各市町村からの拠出金で構成されており、このうち各市町村からの拠出金は、保険料を財源としている。

したがって、仮に市町村単独の保険料減免により生じた収納不足額に対して財政安定化基金から資金を交付することとした場合、当該収納不足額を国、都道府県の資金だけでなく、他市町村の住民の保険料負担で賄うということになり、著しく公平を欠くこととなる。

このような理由から、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、当該額を交付事業の対象としないことが適当であるとしたものである。

### 3. 保険料の単独減免により生じた保険料の収納不足額を貸付事業の対象とするこ とについて

市町村が財政安定化基金から貸付を受けた場合、その額については次期事業運営期間中に保険料を財源として償還することとなる。

したがって、市町村単独の保険料減免により生じた収納不足額について財政安定化基金による貸付事業の対象とすることは、市町村において当該収納不足額の財源を一般財源繰入ではなく保険料財源により賄う措置であり、市町村間の公平性や財政安定化基金の趣旨にかんがみ、差し支えないものであると考えられる。

(別紙)

## 第1号被保険者の保険料の減免措置について

## 1. 保険料の免除が適当でない理由

介護保険は、40歳以上の国民が皆で助け合う制度であり、64歳以下の現役世代がすべて保険料を支払っている中で、一部とはいえ、高齢者が保険料をまったく支払わないということは、この助け合いの精神を否定することになる。

(保険料の免除ではなく、制度の枠外での現金支給について)

保険料の免除と同じ結果となる措置は、制度の枠外であっても、実質的に助け合いの精神を否定することには変わらない。

## 2. 保険料の一律減免が適当でない理由

介護保険制度においては、保険料を所得に応じた5段階設定や6段階設定とすることなどにより、所得の低い方への必要な配慮を行っているところである。こうした方法以外で、更に一定の収入以下の者について、収入のみに着目して一律に減免措置を講じることは、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平である。

## 3. 一般財源による保険料減免分の補填が適当でない理由

介護保険の費用は、高齢者の保険料が原則17%、市町村の一般財源が12.5%というように、それぞれ負担割合が決められている。このうち、高齢者の保険料は、高齢者の方にも助け合いに加わっていただくために、支払っていただいているものであり、それを減免し、その分を定められた負担割合を超えて他に転嫁することは、助け合いの精神を否定することになる。

また、市町村の一般財源は、住民のための貴重な財源であるから、将来の介護費用が増加しないよう、介護予防や健康づくりなどに充てることが重要ではないか。